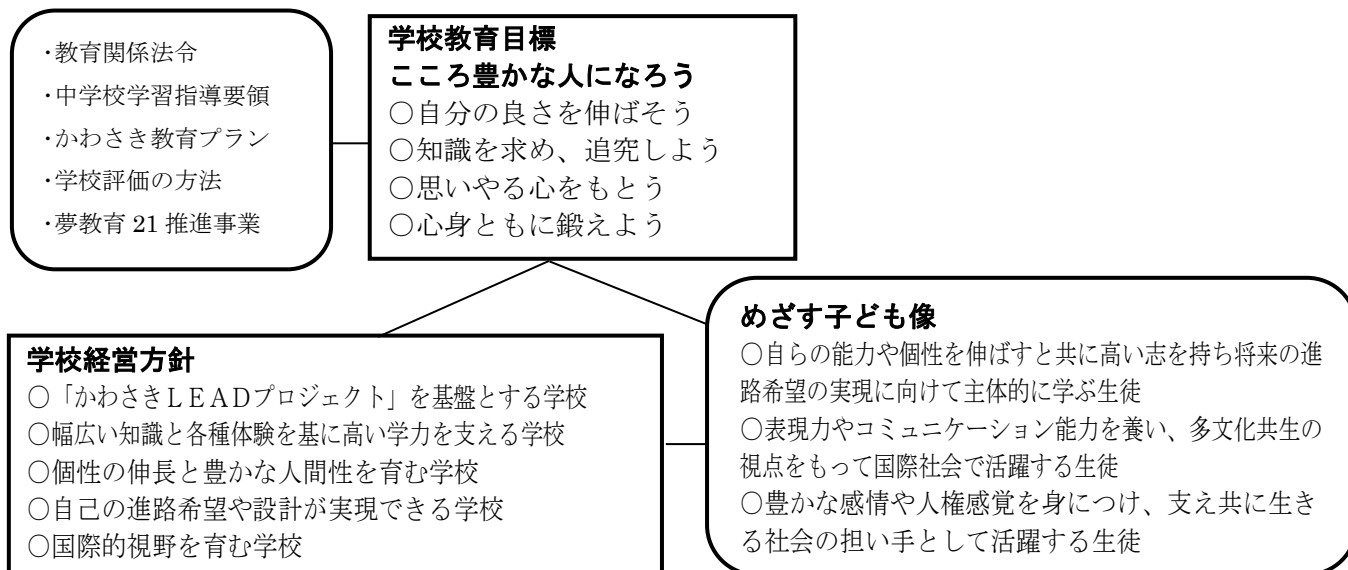


# 川崎市立川崎高等学校附属中学校いじめ防止基本方針

## 1 令和2年度 学校経営計画



### 中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

①学力の向上	②社会性の育成	③特別活動の活性化	④魅力ある学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎基本の定着を図り6年間を見通した学習計画を作成する</li> <li>○指導力の向上に努めるとともにわかる授業の研修を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感謝、思いやり等の豊かな心を育てる</li> <li>○命、こころの教育の推進を図る</li> <li>○自己肯定感を高め6年間をもとにキャリア教育の推進に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主自立の精神を養うとともに、集団生活を通して社会的貢献活動に努める</li> <li>○生徒会活動など6年間を見通して集団生活の基盤を培う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受検者、地域保護者等多くの人々へ学校の情報を発信していく</li> <li>○学校評価の公表とともにPDCAに基づく課題を整理し開かれた学校づくりに努める</li> </ul>

### 短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> <li>意欲的に学習に取り組めるようにわかる授業に努める</li> <li>○学習習慣の定着を図る</li> <li>・わかる授業の推進</li> <li>・家庭学習の定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自尊感情を育てるとともに、思いやりのこころを育てる</li> <li>○生徒会活動の基盤を作り与えられた仕事に責任感を持たせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒主体の学校行事への取り組みに努める</li> <li>○子どもたちの集団への所属感の確立を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受検者、保護者等に学校の情報を広く発信していく</li> <li>○学校説明会、志願説明会等を利用して生徒の主体的な活動を発信していく</li> </ul>
--	--	--	--

### 重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験を重視し、探究による学習活動を推進する</li> <li>・ICT機器の活用を図る</li> <li>・英語、国際理解に力を入れた授業展開を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の推進を図る</li> <li>・善悪を判断する力の育成を図る</li> <li>・いじめは許さないという生徒自らの意識の確立を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級を通しての仲間意識の確立を図る</li> <li>・具体的な係活動を通して内容や役割について責任を持たせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校Webページを作成し情報発信していく</li> <li>・学校説明会、志願者説明会を通して学校の教育内容の説明を細かく行う</li> </ul>
---	---	---	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

#### ① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

#### ② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

### 5 重大事態への対処

川崎市いじめ防止基本方針に基づき、対応します。

次に該当する場合を重大事態といいます（川崎市いじめ防止基本方針より抜粋）。

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

【運営会議】の中に位置づける

校長、教頭、教務主任、総括教諭、学年主任、生徒指導担当、各分掌主任

特別支援コーディネーター、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】・・・生徒支援部

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

### 【教育相談】・・・生徒支援部、スクールカウンセラー

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

### 【生徒・保護者・地域との連携】・・・生徒支援部、開かれた学校部

- ・生徒会本部・風紀委員会との連携
- ・PTAとの連携
- ・地域教育会議との連携

### 【関係機関との連携】・・・生徒支援部

- ・警察との連携
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携

## 7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・1年生自然教室での人間関係づくり</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回教育相談アンケートの実施</li> <li>・教育相談・アンケートの集約</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施</li> </ul>
6	<p><b>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</b></p> <p>具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止標語の募集(生徒会本部・風紀委員会)</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談およびその結果を受けて対応を検討・実施</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめの防止対策に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回教育相談アンケートの実施</li> <li>・教育相談アンケート集計</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談の結果を受けて対応を検討・実施</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・1・2年生の English Challenge を通しての人間関係づくり</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年生 English Camp を通しての人間関係づくり</li> <li>・3年生修学旅行を通しての人間関係づくり</li> </ul> <p><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表会を通して人間関係づくり</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や清掃活動、ボランティア活動
- ・学校行事を通しての体験活動と人間関係づくり

#### [交流活動の活性化]

- ・部活動
- ・委員会活動
- ・中高連携活動

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語の作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

### 地域住民との取組

- ・町内会への働きかけ